

地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立精神医療センター
業務委託一般競争入札公告

物品の調達について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

なお、本公告に記載のない事項については地方独立行政法人埼玉県立病院機構一般競争入札執行要綱の規定によるものとする。

令和5年2月20日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構
埼玉県立精神医療センター
病院長 長尾 真理子

記

1 調達内容

(1) 調達案件名称及び数量

令和5年度検査試薬単価契約（項番2）（案件番号：0423）

(2) 調達案件の仕様

入札仕様書（項番2）のとおり

(3) 納入期間（履行期間）

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(4) 納入場所（履行場所）

埼玉県立精神医療センター内の指定場所（北足立郡伊奈町小室818番地2）

(5) 入札方法

本件入札は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構一般競争入札執行要綱に基づき行う。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（単価契約の場合は、見積もった契約希望単価に購入予定数量を乗じて得た額）の110分の100に相当する金額を算出し、その合計金額（整数）を入札書（様式第4号）に記載すること。

2 最低制限価格（又は調査基準価格）の設定

設定しない。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

(1) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条第2項各号に該当しない者であること。

(2) 令和3・4年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載され、業種区分「物品の販売」のA又はB等級に格付けされた者であること。

- (3) 入札参加資格者名簿の所在地要件が「管轄内」又は「準管轄内」であり、企業規模要件が「大企業」又は「中小企業」を満たす者であること。
なお、自社（自己）の所在地及び企業規模については、埼玉県ホームページの入札情報公開システム（以下「情報公開システム」）にある、競争入札参加資格者情報から検索し、確認すること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

4 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）（様式第2号）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限

令和5年3月2日（木）午後2時

- (2) 提出方法

担当窓口にて郵送（書留郵便に限る）又は持参にて提出すること。

- (3) 提出先

後記17の場所

- (4) 結果の通知

病院長は、入札参加資格の有無について審査し、令和5年3月6日（月）午後5時までに、入札参加資格等確認通知書（以下「確認通知書」）をファクシミリもしくは電子メールにて通知する。なお、参加資格が「なし」の場合は、確認通知書にその理由を付するが、入札参加資格を満たさないとした理由に不服がある場合は、苦情申出書により苦情の申し出ができる。

5 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関する質問及び回答は、以下のとおり行う。

- (1) 受付期限

令和5年2月20日（月）から令和5年2月22日（水）正午まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「県の休日」という。）及び平日の午後5時15分から午前8時30分までを除く。）

- (2) 提出方法

質問書（様式第1号）を電子メールにより提出すること。

- (3) 提出場所

後記17の電子メールアドレス

- (4) 回答の方法

入札参加資格者全員に共通な質問に対する回答は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「病院機構」という。）のホームページに掲載する。

- (5) 回答の日時

令和5年2月27日（月）午後5時まで

6 入札保証金

別紙「入札保証金・契約保証金について」のとおり。

7 入札書の提出

入札参加資格者は、以下のとおり入札書を提出しなければならない。

(1) 入札書提出期日

令和5年3月10日（金）午後2時（必着）

(2) 入札書の提出方法

郵送（書留郵便に限る）又は持参により提出すること。

(3) 留意事項

ア 入札金額は総額（単価（税抜き）×予定数量）とする。

イ 競争入札参加者は、入札書に次の各号に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

(ア) 入札書の提出年月日、入札金額、くじ番号。

(イ) 競争入札参加者本人が入札する場合は、その住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の職・氏名）並びに押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）。

(ウ) 代理人が入札する場合は、競争入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の職・氏名）、並びに当該代理人の氏名及び押印。

なお、代理人が入札する場合は、入札権限等に関する委任状（様式第5号）も併せて提出しなければならない（後記7(4)参照）。

ウ 入札書は二重封筒に封入しなければならない。

入札書は中封筒に封印の上、当該中封筒の封皮には氏名（法人の場合は、その名称及び商号）を記載し、外封筒の封皮に「令和5年3月10日開札 令和5年度検査試薬単価契約（項番2）入札書在中」を朱書きで明記し、封印すること。

なお、初度で予定価格の範囲内で有効な入札がなかった場合は再度入札を1回行うので、再度入札に参加する者は初度入札用の入札書及び再度入札用の入札書をそれぞれ封入すること。その際、中封筒の封皮に「初度入札」・「再度入札」の区別を記載すること。

中封筒の封皮に「初度入札」・「再度入札」の区別の記載が無い入札書1通のみが封入されている場合、初度入札用として取り扱い、再度入札は辞退したものとみなす。

(4) 代理人が入札する場合

前記3の入札参加資格者名簿に登載された代表者（契約者）から入札に関する一切の権限を委任された者が入札する場合は、代表者（契約者）と受任者（以下「代理人」という。）の双方が押印した入札委任状（様式第5号、以下「委任状」という。）を提出すること。提出に当たっては、委任状と入札書を分けて提出するものとし、郵送で提出する場合は、郵送用の封筒に委任状と前項で作成した入札書入りの封筒を同封すること。

なお、代理人が作成する入札書は、代表者（契約者）と代理人を併記の上、代理人のみ押印し、代表者（契約者）印は要さないものとする。

(5) 入札書の提出場所

後記17の場所

(6) 辞退について

入札参加資格者が入札を辞退する場合は、必ず「入札辞退届」(様式第9号)を提出すること。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 公告で定められた方法以外の方法で入札書を提出した者がした入札
- (4) 入札書と併せて入札見積金額内訳書の提出が求められた入札において、不備な入札見積金額内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の確認申請書、確認資料又は資格審査資料等を提出した者がした入札
- (7) 入札の辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (8) 入札者の押印がない入札書による入札
- (9) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
- (10) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (11) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (12) 記入すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (13) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (14) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (15) 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (16) 前各号に定めるもののほか、この公告に示す事項に反した者がした入札

9 開札日時

令和5年3月10日(金)午後2時20分

10 開札への立ち会い

開札への立ち会いは不要とする。

なお、特に立ち会いを希望する者は、確認申請書の余白に立ち会いを希望する旨を付記することにより、開札に立ち会うことができる。

その場合において、立会者の集合すべき場所、日時等は、入札執行者から通知する。

11 落札者の決定等

- (1) 落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。くじ番号の記載がない場合は、くじ番号として“999”を用いるものとする。
- (3) 落札者は落札決定後、速やかに入札内訳を後記17の場所に提出すること。

12 再度入札

- (1) 初度入札において落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。ただし、再度入札は1回とする。

- (2) 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

13 契約保証金

別紙「入札保証金・契約保証金について」のとおり。

14 契約書等

- (1) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
(2) 埼玉県立精神医療センター病院長が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
(3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

15 現場説明会

開催しない。

16 特記事項

- (1) 天災が原因等で入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札を延期する。
入札・開札を延期する場合は、電話、ファクシミリ等により、必要な事項を連絡する。
(2) 入札をした者は、入札終了後において、仕様書及び契約書（案）等について、不明を理由として異議を申し立てることができない。
(3) 契約締結は令和5年4月1日を予定している。
(4) 令和5年度において、予算の削除又は減額があった場合、当該契約の締結を見合わせる場合がある。

17 この公告に関する問合せ先

地方独立行政法人埼玉県立病院機構

埼玉県立精神医療センター 会計・用度担当

住所：埼玉県北足立郡伊奈町小室818-2

電話：048-723-6808

FAX：048-723-1550

電子メール：n231111a1@saitama-pho.jp